

平成27年2月定例県議会（本会議）における答弁要旨

（質問日：平成27年2月19日）

質問者 民主党 竹内 圭司 議員

質問要旨	答 弁 要 旨	答 弁 者
<p>8. 動物愛護条例に係る今後の取組について</p> <p>(1) 条例の周知について、どのように取り組んでいくのか。</p> <p>(2) 殺処分をなくすために、どのように取り組んでいくのか。</p>	<p>1 人と動物の共生する社会の実現を目的とした本条例については、本年4月1日からの施行を控え、その実効性を確保するためにも県民への周知が重要であると考えています。</p> <p>2 そのため、昨年11月に条例の目的や新たな届出制度などについて理解が深まるよう、動物愛護セミナーを開催いたしました。</p> <p>3 また、パンフレットを作成し、行政機関及び関係団体を通じて広く県民に配布するとともに、譲渡会などのイベントの開催時に参加者へお配りしています。</p> <p>4 加えて、県ホームページや、県民だより及び市町村の広報誌への掲載、ラジオCMの放送などを実施してまいりましたが、今後も、様々な広報媒体を活用して、条例の周知を図ってまいります。</p> <p>1 県では、犬猫の引取りの有料化や、収容動物の情報が飼い主に伝わるよう、インターネットで公開するなどの対策を講じてきたところ、平成20年度と比較し、25年度では、犬猫の殺処分頭数を約3分の1に減らすことができました。</p> <p>2 さらに、殺処分頭数を減少させるため、昨年10月に制定した条例において、全国で初めて、県の施策として譲渡を推進することなどを決めました。</p> <p>3 今後も、飼い主への普及啓発に取り組むとと</p>	<p>副知事 諸橋 省明</p>

<p>(3) ペット動物の終生飼養について、子どもたちにどのように普及啓発していくのか。</p> <p>(要望)</p> <p>動物愛護条例の終生飼養の精神をしっかりと普及啓発していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、動物愛護センターに入る数そのものを減らさなければ、殺処分の減少、そして目標である、殺処分ゼロには近づかないと思います。是非とも、その方向性の取組をお願い申し上げます。</p>	<p>もに、飼い主を特定できるマイクロチップの普及や、新しい飼い主への譲渡の推進などにより、殺処分ゼロに向けて取り組んでまいります。</p> <p>1 命の尊さ、動物の寿命や習性などに関する正しい知識、愛情と責任を持って最後まで飼い続けることの大切さなどを、子どもたちに伝えていくことが重要であると考えています。</p> <p>2 そのため、学校や子ども会など地域に出向き、「動物愛護教室」を開催するとともに、今後新たに、子どもが理解しやすい資料を作成し、配布することなどにより、更なる普及啓発を行ってまいります。</p>	
--	---	--